

支部規程

種 類：規 程

議 決：総 会

制定期日：昭和56年(1981年)10月19日

改 定：平成29年(2017年) 5月27日

(目 的)

第1条 この法人の目的達成のため必要な事業につき地域的推進をはかり、会員へのサービスをすすめて、もって品質管理の発展に寄与するため、定款第3条に基づき支部の設立、組織及び運営に関する必要事項を定める。

(支部設立の前提条件)

第2条 会員は、原則として自宅住所に基づき、支部に所属する。

(支部の地域)

第3条 支部に属する地域を以下のとおり定める。

(1) 東日本支部

北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、新潟、山梨、長野、東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、の各都道府県、海外

(2) 中部支部

富山、石川、岐阜、愛知、三重、静岡、福井の各県

(3) 関西支部

大阪、京都、兵庫、滋賀、和歌山、奈良の各府県

(4) 西日本支部岡山、広島、山口、島根、鳥取、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、

2 支部の新設、廃止並びに地域の変更は、理事会の発議に基づき、総会の議決を要する。

(支部役員ならびに支部役員会)

第4条 支部に属する正会員・職域会員の中で、次の者を支部役員とする。

(1) 支部に所属する理事・代議員

(2) (1)に規定した支部役員が選任した支部に属する会員

第5条 支部役員は支部役員会を構成する

第6条 支部役員会は支部長1名を互選する。

2 支部役員会は、支部事業を運営・管理する。

3 支部役員会は、支部の年度事業計画を理事会に発議し承認を得る。

4 支部に所属する理事は、支部事業を理事会に報告する。

5 理事を兼務していない支部長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(支部役員及び幹事の委嘱及び選任)

第7条 支部役員会が選出した支部長は、会長が委嘱する。

- 2 支部幹事は、支部役員会が支部に属する会員の中から選任する。
- 3 支部幹事は、支部役員による支部事業の運営を補佐する。

(支部事務所)

第8条 支部には、支部役員会・理事会の決議を経て、支部事務所を置くことができる。

2. 支部事務所は、支部の経理を行うと共に、支部事業の運営を補佐する。

(経費)

第9条 支部事務所を設置した支部の経費は、本部からの交付金及び支部事業の収入をもってこれにあてる。

2 支部事務所を設置しない支部の経費は、活動委員会予算の一部をもってこれにあて、その経理は本学会が行う。

(支部の運営)

第10条 支部の運営は、その支部の内規による。

- 2 支部内規には次の事項を規定する。

- (1) 名称
- (2) 事務所を設置する支部の場合、事務所所在地
- (3) 事業
- (4) 支部役員の構成
- (5) 支部顧問に関する事項
- (6) 支部運営に関する事項
- (7) 支部幹事の選任に関する事項
- (8) 支部事務所を設置する支部の場合、交付金の経理その他必要事項

3 支部長は次の事項をあらかじめ活動委員会の承認を経て理事会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 支部役員・支部幹事名簿
- (2) 支部事務所を設置する支部の場合、事務所所在地
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 支部役員会の重要決議事項

- 4 支部内規の制定・改廃は支部役員会の議決による。なお、その結果を理事会に報告するものとする。

附 則

1. 本規程は昭和56年10月19日より施行する。
2. 本規程は昭和63年(1988年)10月14日一部改定即日施行。
3. 本規程は平成3年(1991年)10月15日一部改定即日施行。
4. 本規程は平成11年(1999年)5月29日一部改定、平成11年(1999年)10月23日施行。
5. 本規定は、平成29年(2017年)5月27日一部改定、平成29年(2017年)11月25日施行